

新旧対照表

(座間市公共工事共通取扱書)

新	旧	備考												
座間市公共工事共通取扱書 (3) 建設副産物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る仕様書 本特記仕様書は、建設工事から発生する建設副産物についての取扱い及び建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、座間市が発注する工事に適用する。 I. 総則 (略) II. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項 (略) (参 考) ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号) <u>(令和 7 年 6 月 1 日改正)</u> (建設リサイクル法) ○ (3 つ分略) ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) <u>(令和 7 年 6 月 1 日改正)</u> (廃棄物処理法) ○ (2 つ分略) III. 建設副産物実態調査に関する事項 1 (略) 表 1 調査対象品目 <table> <tr> <th>対 象</th><th>調査対象品目</th><th>備考</th></tr> <tr> <td>搬入する建設資材</td><td>・コンクリート ・コンクリート及び鉄から成る建設資材 ・木材 ・アスファルト <u>・コンクリート</u> ・土砂 ・碎石</td><td></td></tr> </table>	対 象	調査対象品目	備考	搬入する建設資材	・コンクリート ・コンクリート及び鉄から成る建設資材 ・木材 ・アスファルト <u>・コンクリート</u> ・土砂 ・碎石		座間市公共工事共通取扱書 (3) 建設副産物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る仕様書 本特記仕様書は、建設工事から発生する建設副産物についての取扱い及び建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、座間市が発注する工事に適用する。 I. 総則 (略) II. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項 (略) (参 考) ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号) <u>(令和 4 年 6 月 17 日改正)</u> (建設リサイクル法) ○ (3 つ分略) ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) <u>(令和 4 年 6 月 17 日改正)</u> (廃棄物処理法) ○ (2 つ分略) III. 建設副産物実態調査に関する事項 1 (略) 表 1 調査対象品目 <table> <tr> <th>対 象</th><th>調査対象品目</th><th>備考</th></tr> <tr> <td>搬入する建設資材</td><td>・コンクリート ・コンクリート及び鉄から成る建設資材 ・木材 ・アスファルト <u>混合物</u> ・土砂 ・碎石</td><td></td></tr> </table>	対 象	調査対象品目	備考	搬入する建設資材	・コンクリート ・コンクリート及び鉄から成る建設資材 ・木材 ・アスファルト <u>混合物</u> ・土砂 ・碎石		法律の改正時期の修正
対 象	調査対象品目	備考												
搬入する建設資材	・コンクリート ・コンクリート及び鉄から成る建設資材 ・木材 ・アスファルト <u>・コンクリート</u> ・土砂 ・碎石													
対 象	調査対象品目	備考												
搬入する建設資材	・コンクリート ・コンクリート及び鉄から成る建設資材 ・木材 ・アスファルト <u>混合物</u> ・土砂 ・碎石													

新旧対照表

(座間市公共工事共通取扱書)

新			旧			備考
	・塩化ビニル管・継手 ・石膏ボード ・その他建設資材			・塩化ビニル管・継手 ・石膏ボード ・その他建設資材		COBRIS が終了し、コブリス・プラスが開始されたことに伴う修正
(搬出する建設副産物 略)			(搬出する建設副産物 略)			
2 建設副産物実態調査の <u>コブリス・プラス</u> の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。			2 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。			
(1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ http://fkplus.jacic.or.jp/ から建設副産物情報交換システム <u>(コブリス・プラス)</u> にログインする。 システムの操作方法については、<u>「トップページ」内の「コブリス・プラスでできること (動画)」、「コブリス・プラスの使い方」ページ内の「民間企業の方へ」「■工事の受注者の方へ」(1) 及び、「■受注者向け (動画)」</u>を参照する。			(1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ http://www.recycle.jacic.or.jp/ から建設副産物情報交換システム <u>(COBRIS)</u> にログインする。 システムの操作方法については、<u>「各種マニュアル」ページ内の「建設副産物情報交換システム」の操作マニュアル「排出事業者用」</u>を参照する。			
(2) 当初契約時点でのデータを入力する。<u>データ入力の際、データチェック結果にて「確認が必要な事項」がある場合は、修正の要否を確認し、修正が完了したデータをコブリス・プラス上で監督員へ提出する。(監督員からコブリス・プラスで修正指示がある場合 (提出状況欄が「問い合わせあり」の場合) は修正登録をする。)</u>			(2) 当初契約時点でのデータを入力する。<u>(「再生資源利用 (促進) 計画書—建設リサイクルガイドライン様式—」の作成)</u>			
(3) <u>「再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書のダウンロード」から、当該様式 (計画) を印刷し、監督員に提出する。</u>			(3) <u>工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書 (計画)」を印刷し、監督員に提出する。</u>			
(4) 工事完成時に実施書 (最終データに修正) に書き換える。<u>データチェック結果にて「確認が必要な事項」がある場合は、修正の要否を確認し、修正が完了したデータをコブリス・プラス上で監督員へ提出する。(監督員からコブリス・プラスで修正指示がある場合 (提出状況欄が「問い合わせあり」の場合) は修正登録をする。)</u>			(4) 工事完成時に実施書 (最終データに修正) に書き換える。			

新旧対照表

(座間市公共工事共通取扱書)

新	旧	備考																													
(5) 「再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書のダウンロード」から、当該様式（実施）を印刷し、監督員に提出する。 (6) 工事検索画面から当該工事を検索し、「データ登録済み確認書」を印刷し、修正を要するエラーが出ていないことを確認の上、監督員に提出する。 3 データ入力上の留意点 (1) 建設発生土の搬出がある場合は、「公共建設発生土処理に係る特記仕様書」を参照すること。 (削除) (削除)	(5) 各種書類の印刷により、「チェックリスト」を出力し、必須エラーが発生していないことを確認する。 (6) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書（実施）」及び上記（5）で確認した「チェックリスト」を印刷、監督員に提出する。 3 データ入力上の留意点 (1) 建設発生土の入力値について 建設発生土については、埋戻しなどのように、現場内利用がある場合には、建設副産物発生・搬出（一種発生土～浚渫土）には、「地山m³」で入力し、建設資材利用（土砂）には、「締めm³」（表2、土量の変化率Cを考慮）で入力する。 表2 土量の変化率C <table><tr><th colspan="2">レキ質土</th><th colspan="2">砂質土及び砂</th><th colspan="2">粘性土</th><th>岩塊 玉石</th></tr><tr><th>レキ</th><th>レキ質土</th><th>砂</th><th>砂質土（普通土）</th><th>粘性土</th><th>高含水比粘性土</th><th></th></tr><tr><td>0.95</td><td>0.90</td><td>0.95</td><td>0.90</td><td>0.90</td><td>0.90</td><td>1.00</td></tr></table> <table><tr><th>軟岩Ⅰ</th><th>軟岩Ⅱ</th><th>中硬岩</th><th>硬岩Ⅰ</th></tr><tr><td>1.15</td><td>1.20</td><td>1.25</td><td>1.40</td></tr></table> (例) 掘削 1 0 0 m³ 埋戻し 2 0 m³（締めm³）・・・「土砂 建設資材 利用量(A)」欄に入力する。	レキ質土		砂質土及び砂		粘性土		岩塊 玉石	レキ	レキ質土	砂	砂質土（普通土）	粘性土	高含水比粘性土		0.95	0.90	0.95	0.90	0.90	0.90	1.00	軟岩Ⅰ	軟岩Ⅱ	中硬岩	硬岩Ⅰ	1.15	1.20	1.25	1.40	
レキ質土		砂質土及び砂		粘性土		岩塊 玉石																									
レキ	レキ質土	砂	砂質土（普通土）	粘性土	高含水比粘性土																										
0.95	0.90	0.95	0.90	0.90	0.90	1.00																									
軟岩Ⅰ	軟岩Ⅱ	中硬岩	硬岩Ⅰ																												
1.15	1.20	1.25	1.40																												

新旧対照表

(座間市公共工事共通取扱書)

新	旧	備考
(2) チェック結果及び「データ登録済み確認書」のチェック結果で確認が必要な事項に下記の項目がある場合は修正する。 11. レンジオーバー (発生箇所：工事概要) 請負金額の単位が「万円」であることを再確認し、桁間違いをしていないか確認のうえ、修正登録。 20. 現場内不整合 (発生箇所：様式1 土砂、様式2 建設発生土) 「様式1の土砂(現場内利用量)」＝「様式2の建設発生土(現場内利用量)」となるように修正登録。 (発生箇所：様式1 砕石、様式2 コンクリート、アスファルト・コンクリート) 「様式1の砕石(現場内利用量)」＝「様式2のコンクリート、アスファルト・コンクリート(現場内利用量)」となるように単位換算をした数値で修正登録。 24. リサイクル率対象外 (発生箇所：様式2 コンクリート、様式2 アスファルト・コンクリート) 原則として、搬出先は県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場(再資源化工場)となるため修正登録。 (発生箇所：様式2 建設発生木材 A、B) 原則として、搬出先は県土整備局の指定事業者の指定施設(再資源化施設)となるため修正登録。	<u>2 2 m³ (地山m³)・・・「一種発生土～浚渫土 ②利用量」欄に入力する。</u> <u>2 0 m³／変化率C (仮に0. 9とする)＝2 2 m³</u> 処分 <u>7 8 m³ (地山m³)・・・「一種発生土～浚渫土 ④ 現場外搬出量」欄に入力する。</u> <u>1 0 0 m³－2 2 m³＝7 8 m³</u> <u>(2) 建設資材利用について</u> <u>(追加)</u>	

新旧対照表

(座間市公共工事共通取扱書)

新	旧	備考												
(発生箇所：様式2建設発生土（第一種～第四種、浚渫土）） 原則として、搬出先は県指定受入地となるため修正登録。 (削除)	ア 建設リサイクル資材を利用する場合は、建設資材利用の欄に以下の方法により入力する。 ・表3にまとめる調査対象品目の分類ごとに建設リサイクル資材をそれぞれ入力する。建設リサイクル資材の品目名については、神奈川県県土整備局建設リサイクル資材認定資材一覧表（以下、認定一覧表という）を参照する。 表3 調査対象品目と建設リサイクル資材品目名 <table><tr><th>調査対象品目（建設資材の「分類」）</th><th>建設リサイクル資材の品目名</th></tr><tr><td>土砂</td><td>再生改良土</td></tr><tr><td>アスファルト・コンクリート</td><td>再生加熱アスファルト混合物</td></tr><tr><td>碎石</td><td>再生骨材等</td></tr><tr><td>コンクリート</td><td>再生コンクリート二次製品（無筋）※ 再生舗装用ブロック（平板、インターロッキングブロック、レガブロック等）、再生骨材コンクリート・再生生コンクリート</td></tr><tr><td>コンクリート及び鉄からなる建設資材</td><td>再生コンクリート二次製品（有筋）※</td></tr></table>	調査対象品目（建設資材の「分類」）	建設リサイクル資材の品目名	土砂	再生改良土	アスファルト・コンクリート	再生加熱アスファルト混合物	碎石	再生骨材等	コンクリート	再生コンクリート二次製品（無筋）※ 再生舗装用ブロック（平板、インターロッキングブロック、レガブロック等）、再生骨材コンクリート・再生生コンクリート	コンクリート及び鉄からなる建設資材	再生コンクリート二次製品（有筋）※	
調査対象品目（建設資材の「分類」）	建設リサイクル資材の品目名													
土砂	再生改良土													
アスファルト・コンクリート	再生加熱アスファルト混合物													
碎石	再生骨材等													
コンクリート	再生コンクリート二次製品（無筋）※ 再生舗装用ブロック（平板、インターロッキングブロック、レガブロック等）、再生骨材コンクリート・再生生コンクリート													
コンクリート及び鉄からなる建設資材	再生コンクリート二次製品（有筋）※													

新旧対照表

(座間市公共工事共通取扱書)

新	旧		備考
	<u>木材</u>	<u>再生木質ボード</u>	
	<u>塩化ビニル管・継手</u>	<u>排水・通気用再生硬質塩化ビニル管</u>	
<u>(3)</u> <u>(削除)</u>	※ <u>再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が無筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート」に、再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が有筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート及び鉄からなる建設資材」に入力する。</u> ・「規格」は、認定一覧表の「寸法・規格等」を入力する。 ・「再生資材の供給元施設、工事等の名称」については、認定一覧表の「製造工場」を入力し、「再生資材の供給元場所住所」については、認定一覧表の製造工場の住所を入力する。 ・「再生資材利用量」は、利用量と同じ値を入力する。 イ <u>新材を利用する場合は、調査対象品目の中で箇所を変えて入力する。また、その際の「再生資材利用量」には0を入力する。</u> ウ <u>RC-10（再生砂）を利用する場合は、「土砂」の「再生コンクリート砂」欄に入力する。</u> <u>(3) 建設副産物発生・搬出(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材A・B、建設汚泥、建設発生土(第一種～第四種建設発生土及び浚渫土))について</u> ア <u>コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を、神奈川県県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場に搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。</u> イ <u>建設発生木材等のうち解体木くず、新築端材木くずを、神奈川県県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材A(柱、ボードなどの木製資材が廃棄物になったもの)」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。</u>		

新旧対照表

(座間市公共工事共通取扱書)

新	旧	備考
	<u>ウ 建設発生木材等のうち伐木材、除根材を、神奈川県県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材B（立木、除根材が廃棄物になったもの）」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。</u> <u>エ 建設汚泥を一部であっても改良土等に処理している施設などに搬出する場合は、「搬出先の種類コード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。</u> <u>オ 再利用が決まっている建設発生土を仮置き場に搬出する際は、「搬出先の種類コード」を「6 スtockヤード（工事予定地含む）（再利用の目的がある）（国登録ストックヤード）」または「7 スtockヤード（工事予定地含む）（再利用の目的がある）（国登録ストックヤード以外）」と選択する。</u>	